# 令和6年度 福岡県立朝倉東高等学校人権教育基本方針

# 1 基本方針

- (1)日本国憲法・教育基本法にうたわれる基本的人権の保障を具体化するために、福岡県人権教育 啓発基本指針に則り、人権教育を積極的に推進する。
- (2) 日常の教育活動を通じて、全教科・全領域における系統的・発展的な人権教育を進める。
- (3)「生きる力」としての学力を重視し、生徒個々人の個性を育てる教育をめざすとともに進路の保障に努める。
- (4) 教育目標の達成に向けて、校長を中心とした人権教育推進体制の充実に努める。
- (5) 同和地区出身生徒の実態の把握に努め、関係機関・団体と有機的な連携を図る。
- (6) 同和教育副読本「かがやき」や人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら 2」、高校生用学習 資料「『ありのままの私』でいられる社会をつくりたい」を授業等で積極的・効果的に活用し、 人権尊重の精神を基盤とした心豊かな人間性や社会性を育成する。

# 2 各部課・各学年の目標

## 【教務課】

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用できる思考力、判断力、表現力を育成するとともに粘り強く課題解決に取り組む力を育成する。
- (2) 各教科の授業や生徒が主体的に関わる特別活動等を通じて豊かな人間性を育成するとともに、 自己有用感、探究心を醸成する。
- (3) 生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的に応じて、一斉学習・グループ学習・個別学習など学習 形態を工夫し、目的・内容に応じてティーム・ティーチングや I C T機器の活用、指導形態・方 法の工夫を適切に行うことにより確かな学力の育成を図る。

#### 【生徒指導課】

お互いの基本的人権を尊重するために、豊かな人間性を高め、自律した生徒の育成に努める。

- (1) 学校行事等を通して、生徒に主体的に取組ませ、自己有用感を得させる。
- (2) 教え合いや学び合いを通して、他者を思いやる心の醸成に努め、お互いを尊重し、いじめを許さない環境をつくる。
- (3) 講演会等を通して、自己の在り方を考えさせ、規範意識の向上に努め実践させる。

#### 【進路指導課】

- (1) 進路関係行事や探究活動に取り組みながら、自身の進路や課題に向き合い、考えをまとめ解決する意欲と態度を養う。
- (2) 進路実現に向けて主体的に学習する態度を育成するとともに社会の発展に貢献しようとする態度を育成する。
- (3) 個人面談や模擬試験分析、志望校検討会等を充実させ、進路指導力を向上させ、進路保障に努める。

# 【保健環境課】

- (1) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策を徹底し、自他の健康を守る態度を養う。
- (2) 環境美化活動を通して、助け合う心や勤労を尊ぶ心を養う。
- (3) 教育相談機能を充実させ、学校生活における生徒の個性を尊重し、人間的成長を図る。

## 【研修課】

- (1)基本的人権の尊重に徹する人権教育の推進と研修会への参加を呼び掛けるとともに、校内での学習会の充実を図る。
- (2)「かがやき」や「あおぞら」「あおぞら2」、高校生用学習資料「『ありのままの私』でいられる社会をつくりたい」の活用を推進する。

## 【庶務課】

人権教育の広報・啓発活動に努める。

# 【事務部】

人権問題に対する認識を深め、個々に配慮した事務執行に努める。

## 【第1学年】

- (1) 基本的生活習慣を確立し、社会性を身に付けさせる。
- (2) 高校生としての自覚を促し、活力ある学級・学年づくりに積極的に取り組ませる。
- (3) 他者を思いやる心を養い、自他を尊重する態度を育てる。

#### 【第2学年】

- (1) 学校生活においてのルールやマナーを徹底することはもちろん、自律心や思いやりを育み、他者を尊重するために自身の行動を律することのできる態度を養う。
- (2) 中堅学年として、学校行事や生徒会活動に協調性を持って積極的に取り組むことで、集団の中での自分の役割を認識し、互いを認め合う態度を養う。
- (3)人権問題、特に部落差別について学び、正しい歴史観を身に付けさせる。

#### 【第3学年】

- (1) 進路保障を人権教育の総和としてとらえ、適性に応じた進路決定に努める。
- (2) 最高学年としての自覚と責任を持たせ、人権尊重を基本とする社会性を身に付けさせる。
- (3) 自己を見つめ、個性を伸ばし、将来の生活において自己を実現する能力を身に付けさせる。

#### 3 人権教育授業について

上記の本校人権教育基本方針に基づき、各学年ごとに目標を定め、人権教育授業を設ける。その際、「かがやき」や「あおぞら」「あおぞら2」、「『ありのままの私』でいられる社会をつくりたい」を積極的に活用する。

### 【 人権教育授業各学年の目標 】

(1年)

身近で起きている様々な差別を見抜き、それを許さない判断力・行動力を養う。差別を自らの課題としてとらえさせる。

(2年)

江戸時代から現代までの内容を中心に、部落問題の起源、そして様々な問題に対しての活動を学習させながら、正しい歴史観を育成する。また、この学習を通して人権に対する関心を喚起し、生徒が主体的にそれらの課題に取り組める姿勢を養う。

(3年)

進路実現に向け、具体的な就職・進学指導を実現するとともに、違反質問等への対処の仕方を認識させ、「言わない」「書かない」「提出しない」の三原則を遵守させる。また、現存する就職・結婚差別の実態を学び、差別解消を自らの課題として認識させ、公平で豊かな社会を実現するために、自らの役割を自覚させる。

# 【 令和6年度人権教育授業予定 】

<第1回> 6月27日(木)全学年

<第2回・第3回> 11月14日(木)1、3学年

1月 9日 (木) 2学年